

## 世界銀行インスペクション機能からみた異議申し立て制度の論点

メコン・ウォッチ事務局長 松本 悟

### ○結果から言えること

- ・ 世界銀行の政策不遵守が何度も指摘されている⇒内部機能では不十分
- ・ 環境影響評価、先住民族、住民移転に関する政策不遵守が多い⇒重点分野
- ・ 融資に直接影響があったのは2件（総裁が提案取り止め、被援助国が取り下げ）
- ・ 悪意による申立を審査した例はなし⇒遅延や競争阻害を目的とした申立なし
- ・ 副次的な効果として問題解決策が世銀や借入国から出される

### ○世界銀行組織内の変化

- ・ 銀行職員の政策への意識が高まった（「政策はあったが知らない」状態だった）
- ・ 政策の改善やセーフガードへの予算配分につながった
- ・ 他機関の遵守機能に影響を与えた（IFC、IDB）
- ・ 組織的な問題が明らかになった（ex 特定のセクターに申立が集中）
- ・ 銀行職員の責任範囲が明確になってきた

### ○インスペクション機能を採用する場合の留意点

\*元パネル委員、申立者、米国 NGO、研究者などからの聞き取りに基づく

- ・ 常設事務局の設置の重要性
- ・ 1人の委員は事務局に常勤する必要
- ・ 世銀の政策や手続きに詳しい事務局員の存在（法務局出身）
- ・ プロセスの合理化（あまり複雑にしない）
- ・ 世銀職員や理事の頻繁なアクセスを避ける必要
- ・ パネル審査案件について世銀職員が理事に直接働きかけることを禁止
- ・ 申し立て人へのバックラッシュ防止
- ・ 匿名性と代理人を認める
- ・ 異議申立者への助言機能
- ・ 組織のアカウンタビリティを考えれば融資返済期間を申立の対象に
- ・ パネル委員が調査員を雇い、調査の独立性を確保する必要
- ・ パネル委員は十分な裏づけがあれば、不遵守に関わる対応策を提言できるようにする
- ・ 関係者がプロセスに参加しての定期的レビューの重要性（96年と99年）
- ・ 職員のインセンティブを作る必要性

### ○課題

- ・ 申立者が具体的な政策違反を英語で指摘しなければならない困難をどうするか⇒具体的な政策違反を指摘しなくても対応する仕組み
- ・ 不遵守の調査結果を受けた解決策を誰がどのように策定するか
- ・ 不遵守の調査結果を受けた解決策を誰がモニタリングするか
- ・ 融資契約締結後の融資の停止や中止を可能にするには契約文書上に盛り込む必要あり